

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第14号



# NICHIZEI journal

事前通知、質問応答記録書etc

## 改正国税通則法で 税務調査が変わる!

税務処理や税務申告のほかに、税理士事務所にとって税務調査への対応も納税者が期待する重要な業務だ。国税通則法の改正によって今年7月から税務調査における事前通知が見直されるなど、従来とは異なる対応が求められるため、現場でミスが起きないようにポイントを押さえておきたい。

国税通則法の改正により、今年7月1日以後に行う事前通知については、税務代理権限証書に『納税者の同意』が記載されている場合には、税務代理人に対して行うものとされた。この“同意”は法令上、税務代理権限証書以外の書面や口頭では「有効ではない」とされているので注意したい。

従前の事前通知は、納税者と税務代理人の双方に対して通知することとされていたが、これに比べると今回の改正は、調査の効率化として税理士業界でも評価は高い。ただ、「事前通知の同意について勘違いしている税理士も多いので気をつけてほしい」と指摘するのは、元税務署長で、現在、一般社団法人租税調査研究会主任研究員として改正通則法の実務対応をアドバイスする武田恒男税理士だ。

税務代理人である税理士は「納税者の同意」により調査結果の内容説明を代わりに受けることができる。しかし、「納税者から事前通知の“同意”を得たことで、税務調査結果の内容等の説明なども、税務代理人である税理士経由で行われるものと誤解している税理士も少なくありません」と武田税理士は指摘する。

税務代理権限証書の事前通知に関する納税者の同意の欄は、あくまでも事前通知のみに同意したものであり、調査結果の内容説明についての納税者の同意にはならない。中には、税務代理権限証書の備考欄に、調査結果の内容等の説明についての納税者の同意を明記すれば、“同意”として認められると誤解している税理士もいるそう。武田税理士によれば、「仮に税務代理権限証書の備考欄に、調査結果の内容等の説明についての納税者の同意を明記したとしても、課税当局は再度納税者自身に『同意』の確認作業を行うこと

になるでしょう。たとえば、電話などで納税者に直接同意の事実を確認するか、税務代理人を通じて同意の事実を証する書面の提出を求めることとなります」という。つまり、代理権限証書を活用するだけでは、「納税者の同意」と課税当局では捉えていないわけだ。

武田税理士は「調査結果の内容等の説明を納税者に代わって受けようとする場合、納税者自身の『明確な意思表示』が必要になります。納税者の明確な意思表示として不可欠なものとして挙げられるのが、たとえば、日本税理士会連合会が作成している『調査の終了の際の同意書』に納税者のサイン及び押印し、税務署に提出することです」という。

今回の改正国税通則法では、無予告現況調査に関して「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」、「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に、事前通知なしで調査を行うことが明記された（通則74の10）。

これまでの無予告調査の理由（表参照）と異なり、改正通則法によって「無予告現況調査」の法的根拠が新たに示された意味は大きく、武田税理士も「税務調査が適正・円滑に進むことになるだろう」と見ている。

ただ、武田税理士は「税理士サイドとしては、無予告現況調査に対して顧問先が不安にならないように、指導及び対応に関して従前から考えておく必要があります」と指摘する。そのベースになるのが、課税当局が無予告現況調査を実施するにあたって検討する情報分析手法を理解しておくことだ。

課税当局がチェックする情報だが、武田税理士によると、「たとえば申告の内容については、適正な納税申告書が提出され、納付も適

正にされているか、過去の申告事積から見てその内容等に不審点がないか。また、過去の調査結果を確認する場合は、過去の調査において検査忌避・仮装・隠ぺい、取引先と通謀した不正な行為が行われた事実があるか、第三者の立会いを要求することにより調査の適正な遂行に支障が生じた事実はあるか、記帳保存義務が遵守されていたかなどを確認します。さらに、課税当局が保有する情報として『法定資料、部外からの投書等の情報』なども検討します」という。

（表）

## 【以前の無予告調査の理由】

- ①業種、業態、資料情報及び過去の調査状況等から見て、帳簿書類等による申告内容等の適否の確認が困難であると想定されるために、事前通知を行わない調査（無予告調査）により在りのままの事業実態等を確認しなければ申告内容に係る事実の把握が困難であると想定された場合
- ②事前通知をすることにより、調査に対する忌避・妨害、あるいは帳簿書類等の破棄・隠ぺい等が予想される場合

このほか、国税通則法の改正を受けて課税当局が注目しているのが、今年7月からスタートした「質問応答記録書」（従前は聴取書）。これは、納税者の同意のもと、調査官が納税者等の申述の要旨を記録し、確認した事項を問答形式で文書化、証拠書類として作成するもの。納税者に対して読み聞かせが行われるほか、署名・押印も行われる。そのため、証拠能力や証拠価値が非常に高いものとして審判所・裁判所からも評価されている。税務調査における証拠は「物証」と「書証」の2つ。同確認書はこの「書証」として分類されるため、課税当局でも非常に重視しているわけだ。

さらに、武田税理士は「調査終了時に注意したいことがあります」という。課税当局は調査の結



### ダイジェスト

- 2 来年からは罰則も適用  
国外財産調書は5539件
- 3 日税連公開研究討論会  
「税制のあり方」を考える
- 4 所得税の還付後に更正処分  
信義則に反するか否か?
- 5 職員に喜ばれる福利厚生  
全税共の所得補償保険
- 6 7 税務否認事例から検証  
所得税法64条2項の特例
- 8 自身や家族が「がん」に…  
リスクの高さ、保障の大切さ
- 10 セラピスト税理士として  
癒しビジネスの支援に特化

果、更正決定などをすべき非違がある場合、法第74条の11第2項に基づき、納税者に非違内容等（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）について口頭で説明することが原則とされている。その際、課税当局は納税者に対し、原則、修正申告または期限後申告を勧奨する。ここで気をつけなくてはならないのが、調査結果について修正申告書

または期限後申告書を提出した場合、更正の請求は可能だが、加算税を除き不服申立てができないという点だ。「税務代理人である税理士としては、当局の勧奨について納税者が適正な判断ができていないか慎重な対応が求められます」（武田税理士）。

改正国税通則法では、『再調査』などについても注意すべきことが山ほどある。「税務調査手続が法定化された重みを課税当局、納税者、税務代理人が互いに理解し合い、調査手続等の更なる定着に向けて努力していくことが重要だと考えます」（武田税理士）。税務調査への対応という税理士事務所の業務品質の向上のためにも、今後ともさらなる改正国税通則法の理解が欠かせないといえる。

## 創立40周年 全国税理士共栄会

関与先の継続的繁栄と税理士業界の発展を目指し

# 全国統一キャンペーンを展開中

全国税理士共栄会（南口純一会長）は昭和49年の創立以来、①関与先企業の繁栄に貢献する②提携企業との共栄を図る③税理士業界の発展に寄与する——という3つの基本理念を掲げ、関与先企業の繁栄、税理士業界の発展を目指し地道な活動を続けています。

今年で創立40周年を迎えられましたが、現在、全税共創立40周年記念「第29回全国統一キャンペーン」を展開中です。このキャンペーンは、関与先事業所と税理士業界の永続的発展を応援するため、各地税理士協同組合と提携保険会社の協力を得て、全国税理士共栄会の事業の中でも柱となっている『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及を図ることを目的に、毎年9月から11月にかけて行われているものです。

『VIP大型総合保障制度』は、円滑な事業承継の実現や相続税対策、遺族の生活資金の確保、さらには退職金の準備や従業員の福祉制度の充実など、中小企業や個人事業主が抱える様々な問題を5つのプランで解決し、税理士とその家族および従業員、さらに関与

先企業の経営者と家族および従業員の「暮らしと事業」の発展を応援しています。

プランのひとつ「経営者大型保険」（集団扱定期保険）は、経営者に万が一のことがあった時、最高2億円の大型保障で企業を守ります。また、「経営者保険総合プラン」は、定期保険、終身保険、養老保険など、多彩な商品によって経営者の生涯保障、役員・幹部社員の退職金準備などに役立てられています。

そのほか、介護保険や生活習慣病保険、高度先進医療保険など医療保険全般がそろった「経営者スーパープラン」。さらに、突然の病気やケガで仕事が出来ず、収入が途絶えた時に毎月のいろいろな費用をしっかりとカバーする「団体所得補償保険」、「新・団体医療保険」により、中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

『全税共年金』は、月々1万円から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます。月払い（1口5千円で2口以

上）と一括払い（1口10万円で任意の口数、月払いと併用）を上手く組み合わせることで、老後の生活設計にマッチした積立が可能です。掛金は加入後に変更することができるほか、年金の受取方法は、給付金の請求時に①10年確定年金、②15年確定年金、③10年保証期間付終身年金——の3種類から選択できます。年金に代えて一時金でも受け取ることができます。

毎年、「全国統一キャンペーン」を通じて多くの関与先関係者が『VIP大型総合保障制度』や『全税共年金』に加入し、「大型保障で事業承継対策を万全にしたい」「万一の保障や幹部社員の退職金準備をしっかりしたい」「安心して医療が受けられる保障がほしい」「公的年金を補完する年金制度に入りたい」といったニーズを実現させています。なお、全国税理士共栄会は各地区の税理士協同組合と協力し、年間を通して「全税共関与先紹介カード」による関与先紹介運動を重点施策として実施しています。

## 最高裁 高裁判決を破棄

### 1月1日時点で未登記でも固定資産税は課税できる

固定資産税の納税をめぐる争いに対し、東京高裁は納税者の主張を認めたが、最高裁判所がそれを破棄する判決を下した。

固定資産税は、納税義務者を毎年1月1日時点における固定資産の所有者とすることを基本としている。しかし、土地や家屋は大量に存在し、自治体はその真の所有者を逐一正確に把握することは困難だ。そこで、地方税法では、登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳（以下、両台帳を併せて「補充課税台帳」）に所有者として登記や登録されている者を固定資産税の納税義務者として課税する方式を採用している。

今回の裁判では、家屋を新築して所有権を取得したものの、固定資産税の賦課期日である1月1

日時点で登記簿または補充課税台帳に所有者として登記や登録がされていなかった場合、固定資産税の納税義務を負うのか否かが争点となっている。

A（被上告人）は、平成21年12月7日に家屋を新築し、その所有権を取得した。しかし、翌年の1月1日の時点では、家屋の登記がされておらず、家屋補充課税台帳への登記もされていなかった。

そして平成22年10月8日、Aは登記原因を「平成21年12月7日新築」とする表題登記を行った。これを受けて同家屋が所在する自治体は平成22年12月1日、平成22年度の家屋課税台帳に所要の事項を登録し、同日、同家屋に係る平成22年度の固定資産税の賦課決定処分を行った。A

はこの処分を違法として裁判を起こしたわけだ。

地裁判決では、Aの主張が退けられた。しかし、東京高裁は、「地方税法における家屋の所有者とは、その家屋について登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者をいい、それは賦課期日である1月1日において判断されるべきものである。そのため、家屋を現実に所有している者であっても、賦課期日の時点において登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されていない限り、家屋の所有者として固定資産税の納税義務を負うものではない」としてAの主張を認める判断を下した。

これに対して最高裁は、「賦課期日の時点で未登記の土地や家



屋について、地方税法では、賦課期日後に補充課税台帳に登録して当該年度の固定資産税を賦課することを制度の仕組みとして予定している」と指摘。そして、「土地または家屋につき、賦課期日の時点において登記簿または補充課税台帳に登録または登録がされていない場合でも、賦課決定処分が行われる時まで賦課期日現在の所有者として登記または登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものとする」と判断。「Aは平成22年度の固定資産税の納税義務を負う」として東京高裁の判決を破棄した。

## 国外財産調書提出制度

### 平成25年分の提出件数5539件 来年1月からは罰則が適用

国税庁はさきごろ、平成25年分国外財産調書の提出状況を公表した。

国外財産調書提出制度は、平成24年度税制改正により創設されたもの。その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、その財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載

した「国外財産調書」を翌年の3月15日までに税務署長に提出しなければならない。今回、同制度が創設されて初めての集計となった。

国税庁によると、平成25年12月31日における国外財産調書の提出件数は5539件で、国外財産価額の合計額は約2兆5142億円だった。

局別の提出件数を見ると、東京局 3755 件 (67.8%)、大阪局 638 件 (11.5%)、名古屋局 457 件 (8.3%)、その他 689 件 (12.4%) となり、東京・大阪・名古屋の3局で全体の約9割を占めている。財産の金額は、東京局が2兆989億円 (83.5%)、大阪局1793億円 (7.1%)、名古屋局931億円 (3.7%)、その他1429億円 (5.7%) となった。

財産の種類別総額としては「有価証券」が最も多く1兆5603億円。次いで、「預貯金」3770億円、「建物」1852億円、「土地」821億円、「貸付金」699億円、「その他」

2396億円となっている。

国外財産調書制度においては、次の3つの措置が設けられている。①国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置、②国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置、③故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則。①と②については、平成25年分の提出から適用されているが、③については平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用される。

# 第41回 日税連公開研究討論会を開催

＼ 都内ホテルに1600人が参加 ／

統一テーマ「変貌する日本社会と税制のあり方」

日本税理士会連合会主催、東京税理士会共催による「第41回 日税連公開研究討論会」が10月10日、東京・千代田区のホテルニューオータニで開催され、約1600人の参加者で会場が埋め尽くされた。

この公開研究討論会は、会員による研究成果の発表・討論の過程を通じて、税制、税務行政および税理士業務の改善・進歩ならびに税理士の資質の向上を図るとともに、日本税理士会連合会が行う研修事業に資することを目的としたもの。

今回は、東京税理士会が担当会となり、「変貌する日本社会と税制のあり方」を統一テーマに掲げ、第一部「グローバル化社会、情報化社会と税制のあり方」、第二部「少子高齢社会と税制のあり方」、第三部「財政危機と税制のあり方」について研究成果が発表された。



## 第一部 「グローバル化社会、情報化社会と税制のあり方」

第一部の第1テーマは「電子商取引」。インターネット利用者が急増し、電子商取引の発達にともなう経済取引への影響や、電子商取引における消費課税および所得課税の問題を取り上げた。デジタルコンテンツを海外企業から購入した場合と国内企業から購入した場合において消費税が異なるため、是正が必要であることを指摘しつつ、平成27年度税制改正に盛り込まれることが予定されている改正案などを紹介した。また、国外事業者の日本国内における事業所得課税について恒久的施設（PE）がある場合とない場合の課税の違い、新たなPE概念の創設などを報告した。第2テーマの「日本企業の海外進出にあたっての税務上の課題」では、シンガポール進出法人のインタビュー映像をVTRで流し、その事例を踏まえながら外国子会社合算税制や移転価格税制などについて考察した。



## 第二部 「少子高齢社会と税制のあり方」

第二部では、「少子高齢社会と税制のあり方」について3つの提言が行われた。まず、高齢化の問題として「公的年金等課税の見直し」を取り上げ、拠出段階と給付段階における控除について考察。また、現役と働く高齢者の「世代間格差」、年金のみの高齢者と働く高齢者の「世代内格差」などを是正する必要性を訴えた。そのほか、少子化を改善して人口構造を変化させるための「三世同居の促進と女性の社会進出」、高齢者世代に偏在している資産を社会で循環させて経済活性化を目指す「若年世代への贈与と社会への寄附」について提言を行った。特に、贈与税については基礎控除110万円を維持しつつ、生前贈与を早く行うためのインセンティブとして暦年贈与の生前贈与加算について相続開始前3年以内から7年以内への延長などが提言された。その後、質疑応答が行われ、会場からも様々な意見が飛び交った。



## 第三部 「財政危機と税制のあり方」

第3部では、まず日本の財政について問題提起が行われ、諸外国の実態として、ドイツは2015年に国債の利払い費を含んだ「財政均衡収支」で黒字化を達成し、赤字国債の発行がゼロになることを紹介。その後、パネルディスカッションが行われ、日本の2020年のプライマリーバランス黒字化のための税収必要額として31兆円を目標とし、所得税、相続税、消費税、法人税の見直しについて、安易な税源確保ではなく、あるべき税制を検討しながら税収確保を目指すことの重要性を訴えた。特に、経済成長により税収を増やすだけでなく、歳出削減によって引き上げ幅を縮小させることも不可欠と指摘。そして、財政再建に欠かせない中小企業の成長支援は、まさに税理士が担うべき分野であると、また、税理士による外部監査制度を活用して歳出チェック機能を強化する必要性も訴えた。



## MMPG誠志会の研究発表大会

### 事務所職員が優れたコンサルツールを披露

日本の医療福祉界の健全発展を支援するため、医業・福祉・介護経営に関する研修や研究活動を展開している会計事務所の全国組織「メディカル・マネジメント・プランニング・グループ」（MMPG、理事長＝青木恵一税理士）。その会員事務所職員のコンサルテーション技能の向上を図るため、職員主導で組織運営されているのが「誠志会」だ。

誠志会は、北海道から九州まで8ブロック



見事優勝を果たした近畿誠志会のメンバーを囲んで記念撮影

に区分されたMMPGの地域会内に設置され、地域性・必要度・レベルを考慮しつつ様々な取り組みが行われている。中でも、有意義な職員研修として注目されているのが「MMPG全国誠志会研究発表大会」だ。

同大会は、各地域会において他事務所の職員がチームを組み、医療・介護・福祉経営などの支援策を研究し発表するもの。各地域において予選を勝ち抜いたチームのみが、全国大会に出場することができるため、職員たちは日常の事務所業務を行いながら定期的に集まって研究活動を進めてきた。

今年10月には、第7回となる研究発表大会が都内のホテルで開催された。今回の共通テーマは、「MMPGの診療報酬・財務・給与データベースの活用事例」。審査ではプレゼン能力なども評価されるため、各チームともスライドや寸劇などを織り交ぜながら研究成果を披露。現場ですぐに活用できる優れたツールがいくつも紹介された。

激戦の中、第7回の全国大会は近畿誠志会

が優勝に輝いた。同チームの成果物は、人事労務に関する疑問を即座に解決するA4一枚の説明資料集。MMPGの給与データベースと併用することで、その内容はさらに充実したものとなり、継続して使えるようにメンテナンスもしやすくなっている。着眼点の鋭さと高いプレゼン能力で見事優勝を果たした。

懇親会では、互いのチームが研究の努力を讃え合うと共に、日頃の業務の情報交換や人事交流を行うなど、誠志会メンバーの絆がさらに強く結ばれる一日となった。

なお、MMPGでは、医療・介護・福祉界を良くしていきたいという会計人に向けて、新たに「ニューチャレンジ会員制度」をスタートさせた。これは、開業または承継後10年以内の税理士・公認会計士に対し、期間限定でMMPGの活動に参画できる「お試し会員制度」。様々な研修会やセミナーに参加できるほか、各種情報提供や特典も用意されている。誠志会の活動を見学することも可能だ。詳しくはMMPGのホームページまで。

熊王税理士の  
ワンポイント講座

## 消費税の落とし穴はココだ!!

金銭債権を譲渡した場合の  
課税売上割合の計算を再確認

**Q** 平成26年度改正で課税売上割合の計算方法が変わったそうですが、改正内容と計算上の注意点について教えてください。

**A** 今回は、有価証券を譲渡した場合の課税売上割合の計算についておさらいをしておきましょう(消令48)。

## ◎有価証券を譲渡した場合の取扱い

余裕資金の運用として株券や社債券などの売買を行っている場合には、これらの有価証券を売却する度に売却金額を非課税売上高に計上すると、課税売上割合が際限なく低くなってしまい、仕入控除税額の計算で不利な扱いを受けることになってしまいます。

そこで、証券会社で取り扱われるような流通性のある有価証

券を売却した場合には、その売却金額の5%だけを非課税売上高に計上すればよいこととされています。

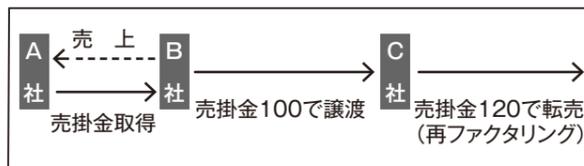
ただし、合同会社や合名会社、合資会社の持分のように、流通性のない有価証券は5%基準の対象とする必要がありません。そこで、これらの有価証券を売却した場合には、その譲渡対価の全額を非課税売上高に計上することとされています。

また、売掛金や貸付金などの金銭債権も有価証券に該当しますが、売上計上にとめない発生した売掛金の譲渡対価は、売上の二重計上を防ぐために、課税売上割合の計算には関係させないこととしています。したがって、売掛金を譲渡した場合には、その売掛金が売上計上にとめない発生した有価証券かどうかで取り扱いが異なることとなります。

## ◎改正内容

旧法では、貸付金や売掛金などの金銭債権の譲渡は5%基準の対象とはならず、課税売上割合の計算上、譲渡対価の全額を非課税売上高に計上することとされていました。

しかし、近年においては、住宅ローンの証券化やファンドの設立などにより、金銭債権の売買が活発に行われるようになってきています。金銭債権を譲渡した場合に



B社…売掛金の譲渡対価100は課税売上割合の計算に関係させない  
C社…売掛金の譲渡対価の5%相当額(120×5%=6)を非課税売上高に計上する



熊王征秀(くまおうまさひで)税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル ~審判所の視点~

所得税の還付後に更正処分  
当局の処理は信義則に反するのか…!?

会社員の請求人Aは、平成23年分の所得税の確定申告を平成24年1月23日に提出。同年2月3日、これに基づいて当局はAに国税還付金振込通知書(以下、通知書)を送付し、その後、Aの口座に還付金が入金された。

しかし、確定申告書に給与所得の申告漏れや扶養控除の適用に誤りがあることが判明し、当局が更正処分を行ったところ、Aが「還付された金額は更正処分の対象にすることはできない。いったん還付した後に更正処分をするのは信義則に反して違法だ」として両者の間で争いが勃発した。

課税処分への信義則の適用については、その判断基準が昭和62年10月30日の最高裁判決で示されている。同判決では、「租税法主義の原則が貫かれるべき租税法関係においては、信義則の適用については慎重でなければならず、租税法の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にし

てもなお、納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別な事情が存する場合に、初めて信義則の適用の是非を考えるべき」と指摘。

そして、特別な事情の有無を判断する際には、「税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者がその表示を信頼し、その信頼に基づき行動したところ、後に表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったかどうか、また、納税者が税務官庁の表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうか、という点の考慮が不可欠」としている。

果たして還付後の更正処分は信義則に反するのか――。

Aは、「原処分は確定申告書の記載内容を認め、申告書に記載された『還付される税金』と同額を還付しており、これはAに対して申告書の記載内容は適正であるとの公的見解を表示したも

のである」、「記載内容に誤りがあることを看過して還付したのは税務職員の見逃しであり、そのミスを見逃し、署長印のある原処分分庁名で通知書を送付し、還付している。それなのに還付金を納付せよというのは問題である」などと主張。

当局は法令の規定に基づき  
還付金を還付したに過ぎず

一方の当局側は、「納税申告は、納税者が所轄税務署長に確定申告書を提出することによって完了する通知行為であり、確定申告書の受理、税金の収納、還付は申告書の記載内容を是認することを意味するものではない」と指摘。また、「確定申告に基づき還付したのは、申告書の記載内容に誤りがあることを看過して還付したものにすぎない。通知書の発送は、単なる事務手続上の措置にすぎない」、「申告書の記載内容に誤りがあることが明らかになった後、遅滞なくAに連絡しており、事務処理を怠った事実

において、譲渡対価の全額を非課税売上高に計上した場合には、課税売上割合が急激に減少し、仕入控除税額の計算で制限を受けることとなります。そこで、金銭債権の譲渡についても譲渡対価の5%相当額を非課税売上高に計上することにより、課税売上割合が急激に減少することのないように配慮したということです。

本改正は、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されず(改消令附則(平26年)3)。

# 職員に喜ばれる福利厚生を目指し、 全税共の長期障害所得補償保険に加入

——職員の福利厚生として所得補償保険に加入したキッカケからお聞きます。

スタッフの福利厚生を充実させるために、以前は医療保険など多くの保険に加入していましたが、医療保険は個人で加入しているスタッフも多くいますので、福利厚生における保険として医療保険に代わるものがないか考えていました。スタッフがより安心して働けるようにするためには、できるだけ個人で対処していないリスクをカバーする必要があるのではないか、もっと効果的な保険はないかと探していました。そこに、(株)日税サービスさんの営業担当者から所得補償保険を紹介されまして「これだ!」と思いました。

——所得補償保険のどんな点に魅力を感じたのでしょうか。

病気やケガで長期にわたって働けなくなった場合、収入は大きく下がります。健康保険の傷病手当金の制度もありますが、支給額は標準報酬日額の3分の2です。不足分を会社側が負担すると、その負担した金額だけ傷病手当金がカットされてしまいます。所得補償保険の保険金を受け取っても傷病手当金は減額されませんので、傷病手当金と所得補償保険を組み合わせることで、休職中の給料をしっかりとカバーすることができます。万が一、職員が就業障害となった時、この保障があればきっと喜んでくれると思います、すぐに加入を決めました。

——所得補償保険（1年・2年タイプ）ではなく、長期障害所得補償保険に加入したそうですね。

働けない期間が思った以上に長引いたり、そのままの状態が続いてしまうことも考えられます。全国税理士共栄会の団体長期障害所得補償保険（生涯収入プロテクション）は、最長70歳まで収入と生活を守ることができますので、同じような保険に加入するのであれば、長期間にわたってリスクをカバーできたほうが職員もより大きな安心を得られます。迷うことなく長期のタイプを選びました。

——所得補償保険は、メンタルヘルス不全による就業不能も一部補償されます。

そうした守備範囲の広さも所得補償保険の魅力といえます。メンタルヘルス不全は早期

治療が大切ですが、経営者が休養するように説得しても、従業員としては給料の減額や解雇を心配して会社に出てきてしまいがちです。所得補償保険に加入しておけば、休職中の収入も確保できますので安心して療養することができるでしょう。

——国としてもメンタルヘルス対策の強化を図っています。

「労働安全衛生法の一部を改正する法案」が成立し、従業員数50人以上のすべての事業場にストレスチェックの実施などが義務付けられます。私どもは従業員が100人を超えていますので、メディカル面とメンタル面につ



アクタス税理士法人  
代表社員 加藤 幸人 税理士

## 加入者向けの豊富な特典サービスは 企業のメンタルヘルス対策にも有効

いて、2人の産業医と契約して面談をお願いしています。50人未満の場合は努力義務ですが、誰かに相談したいというニーズはあるはず。全国税理士共栄会の所得補償保険に加入すると、メディカルやメンタルヘルスに関する豊富なサービスが受けられますので、今回の法改正に沿ったものだと思います。これらのサービスを保険加入の特典と捉えるのではなく、むしろ会社の制度として積極的に活用すべきではないでしょうか。従業員のためでもあり、同時に経営者のリスクヘッジにも繋がると思います。

——経営者のリスクヘッジとは？

従業員がメンタルヘルス不全となった場合、本人や家族のなかには、会社に問題があったと思う人も出てくることでしょうか。経営者が誠意を持って説明しても、なかなか理解してもらえないかもしれません。会社の制度としてメンタルヘルス対策や発症後のフォロー態勢を整え、従業員に積極的に周知すれば、メンタルヘルス不全の予防や早期治療が期待できるだけでなく、経営者のメンタルヘルスに対する姿勢を示すことができます。それでも会社側の責任を問われるかもしれませんが、メンタルヘルスに対する取り組みをしているか否かで、その後の話し合いも大きく変わってくると考えます。

——所得補償保険に加入して職員の反応はいかがですか。

所得補償保険の加入時に、スタッフ向けに説明会を行いました。就業障害のリスクやそれに対する補償の大切さを理解してくれたと思います。「良い保険ですね」と言われた時、この商品を選んで正解だったと思いましたね。若い人たちは万が一の死亡を考えても、就業障害については他人事のように捉える傾向があります。しかし、就業障害は年齢に関係なく誰にでも起こり得るリスクです。

——関与先にも所得補償保険を薦めていますか。

全国税理士共栄会の所得補償保険は、充実した補償内容に加え、最高の団体割引率となる30%が適用されますので、お客様にも積極的に薦めています。特に、20代や30代の保険料は1口数百円と非常に安く、私どものように若い人材が多い職場であれば、ほとんど負担は感じないと思います。これからも多くの経営者に所得補償保険の魅力を伝えると共に、保険加入の特典サービスを有効活用して企業のメディカル対策やメンタル対策などもお手伝いしていきたいですね。

### 病気やケガで働けなくなった時、毎月の出費をどのようにカバーしますか？

公的保障制度  
自助努力による保障制度

国保加入者	原則、保障なし
健保加入者	傷病手当金 標準報酬額の2/3、最長1年6カ月
医療保険	60日～120日の 入院保障が一般的
安心療養サポート(所得補償保険)	最長1年(入院+自宅療養中*)
安心療養サポート(所得補償保険)	最長2年(入院+自宅療養中*)
生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)	月額10万円～100万円を補償



#### 健康な今のうち、未来の収入を守る手立てを

全国税理士共栄会 VIP大型総合保障制度 <b>安心療養サポート</b> 団体所得補償保険	税理士先生専用の高額補償プラン 選べる2タイプ(1年補償・2年補償) 精神障害による就業障害も補償 所得補償最高月額200万円 団体割引30%+無事故戻し20% 自宅療養もしっかり補償
全国税理士共栄会 VIP大型総合保障制度 <b>生涯収入プロテクション</b> 団体長期障害所得補償保険	就業不能を長期にわたり安定補償 最長70歳、月額最高100万円まで補償 自宅療養・一部復職時も補償 精神障害による就業障害も補償(最長2年間) 最高の団体割引率30%を適用

※このご案内は概要を説明したものです。  
詳しい内容については、取扱代理店または  
引受保険会社までお問い合わせください。

〈取扱代理店〉  
税理士とその関係者のために  
NICHIZEI GROUP

株式会社 日税サービス

〈取扱代理店〉 株式会社日税サービス Tel:03-5323-2111  
〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階  
〈引受保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
団体・公務開発部第二課 Tel:03-3593-6453

# 税務否認事例から検証する 保証債務の履行のための資産の譲渡に係る特例の適否

小池 正明 税理士

**保証債務を履行するために資産を譲渡した場合、一定の要件をクリアすれば、その譲渡所得が非課税とされる——これは、所得税法64条の2項の特例だが、適用要件の解釈をめぐって争いが起きている。そこで小池正明税理士に保証債務の履行のための資産の譲渡に係る特例の適否について事例を踏まえて解説してもらう。**

中小企業等の経営者の金融機関に対する個人保証について、債務整理等を行う場合の自主的ルールを定めた「経営者保証に関するガイドライン」は、平成26年2月から適用されています。そのポイントは、経営者の生活を保障するため一定の資産を残すことによって早期の事業再生や清算を促すことにあるとされています。しかしながら、これは文字どおりのガイドラインであって、法的拘束力はなく、その実効性は未だ不透明であると考えられます。

このため、中小法人の経営者がその法人の債務を保証した後、経営の悪化のため法人の債務弁済が困難となり、経営者が保証債務を履行せざるを得ない事例は依然として少なくありません。

所得税法64条2項は、周知のとおり、保証債務を履行するために資産の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部が行使できないこととなったときは、その行使できないこととなった部分の金額について、譲渡所得課税を差し控えるとする特例です。

## 特例の適用要件を確認する

この特例の適用要件を法令の規定に従って確認すると、次の全てを満たす場合です。

- ①主たる債務者が資力を喪失していない状況の下で、保証人が主たる債務者のために債権者との間で保証契約を締結したこと。
- ②主たる債務者が資力を喪失したことにより、その債務の弁済が不可能になったこと。
- ③保証人がその債務を履行するために資産を譲渡し、その譲渡代金をもって債務の弁済に充てたこと。
- ④主たる債務者に対する求償権の全部又は一部が行使できないこととなったこと。

このうち①の要件は、債務の保証をする時において、主たる債務者が資力を喪失していることを知りながら、債務保証を行った場合には、当初から主たる債務者に対する求償を前提としていないことになり、その保証行為は、保証人が主たる債務者の債務引受を行ったか、あるいは主たる債務者に対して贈与をしたとみられるからです。

上記の③については、資産の譲渡代金をもって主たる債務者の債務を代位弁済することが原則ですが、借入金をもって保証債務を履行した後、その借入金を返済するために資産の譲渡をした場合においても、その資産の譲渡が実質的に保証債務を履行するためのものと認められるときは、特例の要件を満たすことに取り扱われています（所基通64-5）。

なお、上記の④については、求償権が行使できないこととなったかどうかは、事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等の債権の貸倒れの判定に準じて判定することとされています（所基通61-1、51-11～51-16、平14.12.25付課資3-14ほか通達「保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱い」について）。

以下、この特例について、税務否認の有無を事例で検討しておくこととします。

## ●土地の譲渡代金を主債務者に貸し付けた後に資産を譲渡した事例

### 事例1

個人甲は、同族会社A社の代表者であり、同社の銀行借入金について連帯保証をした。その後平成24年10月ころから、A社の業績は急激に悪化し、借入金の返済が著しく困難な状況となった。

そこで代表者甲は、平成25年2月ころから、その有する3筆の土地を順次譲渡し、その譲渡代金をA社に貸し付け、同社は、その借入金をもって銀行借入金を返済した。

甲は、A社に対する貸付金の返済を求めれば、同社の存続は困難であると判断し、また、代表者としての社会的責任も考慮し、平成26年1月、同社に対する貸付金債権の全部を放棄する旨を書面により通知した。

以上の経緯があった後、平成26年5月にA社は倒産し、同年9月に解散した。甲の土地の譲渡について、所得税法64条2項の特例の適用はあるか。

## ●銀行借入金の借換えと弁済期前に債務の履行をした事例

### 事例2

個人乙は、同族会社B社の代表者であるが、同社は7年ほど前から経営状況が悪化し、銀行借入金の返済も困窮するに至った。このため、同借入金について債務保証をしていた乙は、その有する土地を譲渡し、B社の銀行借入金について代位弁済をした。その経緯は以下のとおりである。

- ① 平成19年6月、B社はS銀行から設備資金として1億円の借入れを行い、代表者乙は連帯保証をした。
  - ② その後、B社は若干の売上増加があったが、同業他社との競合により平成20年ころから売上の減少が顕著になり、債務超過の状態となった。
  - ③ 平成22年8月、S銀行からの借入金について、返済条件の変更を伴う借換えをし、引き続き乙は連帯保証人となった。
  - ④ その後もB社の業績は好転しなかったため、平成25年11月、同社は事業の継続を断念し、解散することを決定した。
  - ⑤ B社は平成26年2月に営業を終了し、同年5月に解散決議を行い、その旨を登記した。
  - ⑥ 代表者乙は、平成26年6月にその有する土地を譲渡し、その譲渡代金をもってB社のS銀行借入金の代位弁済を行うとともに、同年8月にB社に対し、その代位弁済をした債務に係る求償権を放棄する旨の通知書を内容証明郵便により送付した。
- なお、この時点でB社のS銀行からの借入金についての期限は到来しておらず、また、同銀行から乙に対する保証債務を求める旨の通知はなかった。
- この事例における乙の土地の譲渡について、所得税法64条2項の特例の適用はあるか。

## 主たる債務者の借入金の返済原資と特例の適用要件

上記2つは、いずれも所得税法64条2項の適用について税務否認を受けたため、納税者が争った事例ですが、結論から言えば、事例1は納税者の主張が斥けられており、逆に事例2はその主張が容認されています。

まず、事例1について、その経緯等は上記のとおりですが、要約すると次のようになります。

①主たる債務者（A社）の経営状況の悪化 → ②保証債務者甲が土地を譲渡 → ③甲が譲渡代金をA社に貸付け → ④A社が甲からの借入金で銀行借入金を返済 → ⑤甲がA社に対する貸付金債権を放棄

この事例とはほぼ同様の審査請求事案において、審判所は次のように裁決しています（昭和59年7月27日裁決・裁決事例集昭和59年分第2No.28-5）。

「請求人は、A社の代表取締役としての社会的責任と、同社の信用失墜

の回避のため、本件土地の譲渡代金を同社の事業継続のための資金として貸し付けたものであり、一方、A社は、この資金を請求人からの借入金として受け入れ、同社の手持資金と併せて請求人が保証人となっている債務をはじめ、その他の債務の弁済及び従業員への給料支払の一部に充てたりしたものと認められる。（中略）同社の債権者も同社からの返済であって保証人である請求人からの返済とは認識していないこと等からみて、請求人の同社に対する本件土地の譲渡代金の提供は、形式的にも実質的にも貸付けであったと認めるのが相当である。所得税法64条2項の規定は、保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合に適用されるところ、前述のとおり、請求人は本件土地の譲渡代金を、単にA社に貸し付けたものであり、保証債務を履行したものと認められないので、求償権の行使が可能であったかどうかを判断するまでもなく、所得税法64条2項の適用を認めないとした原処分は相当であり、請求人の主張には理由がない。」

所得税法64条2項の特例は、保証債務者が主たる債務者の債務を代位弁済したことによって生ずる求償権の行使が不能になった場合に適用されます。事例1は、資産の譲渡代金が主たる債務者に貸し付けられたものであり、単に「貸付金債権」が貸倒れとなったにすぎず、保証債務の履行に伴う「求償権」が生じることはありません。したがって、「求償権の全部又は一部が行使できないこととなったとき」という特例の前提条件を満たしておらず、特例の適用否認はやむを得ないものと解されます。

## 債務の保証時と主債務者の資力の有無の判定

この特例の適用要件は、前述したとおりですが、主たる債務者が資力を喪失していない状況の下で債務保証を行った場合に適用することとされています。

この要件に関して、主たる債務者がいわゆる借換えを行った場合の資力の有無の判定時期の問題があります。金融機関からの借入金について、当初の契約に基づく返済条件での履行が困難になった場合に、その条件を見直した上で新たに借入を行うことがあります。主たる債務者の資力の有無を当初の借入時で判断するのか、それとも借換え時点で判断するのかという問題です。

この問題について、さいたま地裁平成16年4月14日判決（判例タイムズ1204号299頁）の事案において、課税当局は「借換えがなされた場合であっても、金銭消費貸借契約及び保証契約は新たに締結されるものであり、新たな保証契約は、法的には旧債務についての保証契約とは全く別箇の契約であるから、あくまでも新債務についての保証契約の締結時における保証人の認識が問題とされるべきある」とし、保証人である法人の代表者は、借換え時点においては主たる債務者に資力がなく、求償が不能であることを認識していたから、特例の適用はない旨を主張しました。

これに対し、判決は、次のように述べて課税当局の主張を斥けています。

「金銭消費貸借契約において、弁済期や月々の分割金の支払額を変更するため、新たな契約を締結する方法（いわゆる借換え）が採られることがあるが、かかる借換えがなされた場合、旧契約締結当時の主債務者の資力と、借換え時の主債務者の資力に変動があることが十分あり得る。そして、借換え時に保証人は、保証債務の負担を自由に免れることができるものではなく、保証人は従属的な地位に置かれているのが通常であるから、借換え時において、保証人が主債務者に資力がなく、主債務者に対する求償権の行使が不可能であると認識していた場合であっても、旧契約締結時において、保証人が求償権の行使も可能であると認識していた場合については、所得税法64条2項の適用はあると解するのが相当である。」

経営資源の乏しい中小法人の実態を勘案すれば、金融機関からみて、まさに「保証人は従属的な地位に置かれている」のが現実です。そうであれば、特例の適用要件の判定において、借換え時の主たる債務者の資力を問わないとする上記の判決は、きわめて妥当なものであると考えられます。

## 資産の譲渡の時期と保証債務の履行の時期との関係

所得税法64条2項の趣旨からみれば、主たる債務者の債務弁済が不可能になったため、保証人が債務弁済をするために資産を譲渡した場合に同規

定が適用されると解するのが自然です。ただし、資産の譲渡の時期と保証債務の履行の時期との関係について、法令上は必ずしも明確であるとはいえません。

この点について、前掲のさいたま地裁判決の事案において課税当局は、この特例を適用するためには、保証債務の履行を「余儀なくされる」状況下でやむにやまらず資産を譲渡した場合でなければならないとし、事案の納税者については、

①資産の譲渡が主たる債務者の債務の弁済期の到来前に行われていること  
②債権者である金融機関が主たる債務者に債務の返済を請求した事実がないこと

③保証人である原告に保証債務の履行を請求した事実もないことから、特例の適用はない旨を主張しました。

しかしながら、判決は次のように述べ、課税当局の主張を斥けています。

「保証人は主債務の弁済期を問わず弁済でき、弁済したときに求償権は発生する（民法459条）。しかも、期限の利益は債務者の利益の為の定めと推測され（民法136条1項）、債務者は期限の利益を原則として放棄することができる（同条2項本文）。もちろん債務者の側で期限の利益を放棄しても直ちに保証人に対抗できないが、保証人が債権者と歩調を合わせ期限の利益を放棄することは何ら差し支えない。（中略）本件でも保証人である原告が期限前に代位弁済したのは主債務者であるB法人と保証人である原告がともに期限の利益を放棄した結果とみて差し支えない。すなわち、債務者本人たる有限会社が解散し、清算の早期終了の要請から期限の利益を放棄して、保証人に代位弁済を要請し、保証人がこれに応じた場合は、保証人の立場は、主債務者の弁済期到来による代位弁済とほぼ同様であって、前者と後者について所得税法64条2項の適用上取扱いを異にするべき合理的理由はない。所得税法64条2項の適用について、主債務について期限が到来しあるいは遅滞に陥っていなければならないとするのは、所得税法64条2項の条文にも判例通達にも見当たらない要件である。」

したがって、債権者から保証人に対して保証債務の履行の請求が行われる前に資産を譲渡した場合であっても、特例が適用されることとなります。

税法に規定する各種の特例措置については、その性格からみて適用要件を厳格に解釈すべきであるという考え方があり、税務の現場では課税当局にその傾向が強いように思われます。ちなみに、保証人による代位弁済と資産の譲渡の時期との関係について、課税当局の解説として、「保証人による保証債務の履行義務は、主たる債務者がその債務を弁済期限までに弁済しない場合に発生することとされています。したがって、債権者から保証人に対し保証債務の履行が請求される前に保証人が資産を譲渡してその譲渡代金により債務の弁済を行ったような場合には、保証債務の履行があったとはいえませんので特例の適用は受けられません。」とするものがありました（松田重幸編「保証債務をめぐる税務」（平成10年）大蔵財務協会27頁。なお、同書の平成23年の改訂版では、この解説部分が削除されています）。

しかしながら、この考え方は上記のとおり裁判例によって否定されています。租税法律主義の下、法令に明確な規定がない要件等について、必要以上に厳格に解釈し、執行することは問題です。その意味で上記のさいたま地裁の判示は、租税法律主義の観点からは適切であると評価することができます。なお、上記のさいたま地裁判決によって取訴した課税当局は控訴せず、その判決は一審で確定しています。

## 小池 正明 税理士

中央大学卒業後、1978年税理士登録。現在、日本税理士会連合会税制審議会専門委員。主な著書に「法人税・消費税の実務処理マニュアル」「図解消費税の実務ができる本」（以上、日本実業出版社）、「民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務」（税務研究会）などがある。

家族や知人、そして自身もがんに…

# がん経験を通じて思い知った リスクの高さと保障の大切さ

全国各地から生命保険に関する講演依頼が寄せられ、  
年間200回を超えるペースで講師を務めてきた井上得四郎税理士。  
しかし、平成17年に身内のがん、翌年には自身のがんが見つかり、  
がんのリスクやがん保険の大切さを肌で感じたという。  
がんの経験を通じて、どのような心境の変化が生じたのか――。



井上 得四郎 税理士  
(東京・八王子市)

## 「家族、職員、関与先を守るため、 所長先生こそがん保険は不可欠」

――井上税理士といえば生命保険に関するセミナー講師として有名ですね。

私は生命保険会社の出身で、昔は死亡保険金を現金で届けていました。まだ20代前半でしたが、遺族の方々が泣きながら感謝してくれる姿を見るたびに、保険や保障の崇高さを肌で感じ、一生をかけて保険に携わる仕事をしたいと思ったのが、自分の原点となっています。生命保険を単なる節税の道具として捉えている方もいますが、万が一の時の保障という本来の役割を忘れてはいけません。そのことを胸に刻み、セミナーでも保険の大切さを伝えてきましたが、がんのリスクや保障に対する意識は低かったと思います。

――なぜ、がんのリスクや保障に対する意識が低かったのでしょうか。

複数の生命保険や医療保険に加入していたので、それで安心していただけた部分もあったと思います。また、「2人に1人はがんになる」と言われていますが、どこか他人事のように捉えていたのかもしれませんが、平成17年に妻が乳がんになり、同じ時期に関与先の奥様や知人など4人の女性が乳がんと診断され、そのリスクの高さを目の当たりにしました。父親もがんで亡くなっていますので、がん保険に加入しておくべきだと強く思い、すぐに事務所の保険コンサルの専任者に各社の商品を調べてもらい、平成18年5月にアフラックの保険に入りました。がんが見つかったのは、その半年後です。

――がん保険に加入し、その半年後のがんが見つかったのですか。

私の体を心配してくれる方々に半ば強引に勧められ、一度、大学病院で検査することになりました。人間ドックを毎年受けているので、何も心配していませんでしたが、素人ではまったく気付かないほどの小さな影が喉元に写り、細胞検査をすることになりました。その後、ドクターから妻と一緒に結果を聞きに来るように言われた時は、嫌な予感がしましたね。案の定、甲状腺にがんがあるとわか

れました。ただ、非常に小さな腫瘍のため、手術しない治療方法もあると説明を受けましたが、何となく気持ち悪いので平成19年2月に手術を行いました。

――早期発見で良かったですね。

妻ががんにならなければ、大学病院で検査を受けることも、がん保険に加入することもありませんでした。本人や身近な人ががんになれば、検診やがん保険の大切さを誰もが思い知るものです。しかし、それでは遅すぎると声を大にして言いたい。医療保険でも多少はカバーできますが、がん保険と比べて給付金も守備範囲もまったく違います。万が一の時に備えて、しっかりとした保障を整えておくべきです。特に、自分の経験上、所長先生にはがん保険に加入して頂きたいと思います。

――そのように思われる理由は？

がん保険の加入は、所長自身のためでもあり、周りのためでもあります。所長ががんになったことを知れば、家族はもちろん、職員や関与先も動揺するはず。所長自身も治療で苦しいと思いますが、事務所のトップとして今後のことを考えなければなりません。そんな時に治療費の負担が重くのしかかれば、精神的に追い込まれて正常な判断もできなくなります。私自身、がんの告知を受けて以来、今後の事務所経営についてゆっくり考えることができたのは、早期発見だったことでもあります。がん保険に加入していたことで治療費などを心配する必要がなかったことも大きな要因といえます。

――リスクヘッジは事務所のトップとしての責任というわけですね。

「2人に1人」というがんのリスクを考えると、職員にとっても身近な問題です。現場に復帰した時、パートを含めて30人くらいの職員がいましたが、がん保険の加入・未加入について尋ねたところ、加入していたのは保険の専任者1人だけでした。それならば事務

所の福利厚生としてがん保険に法人契約しようと思ひ、全職員を対象にがん保険に加入しました。保険会社によってはパート職員を含むことができないところもありますが、アフラックのがん保険はパート職員を含めて法人契約できますので利用しています。職員が退職する時には解約せず、契約者を変更して渡しています。

――職員としても安心して働けると思います。

保険に加入することも大切ですが、職員一人ひとりが正しいがんの知識を持ち、定期的に検診を受けることが重要といえます。特に、税理士事務所には女性の職員も多いですが、乳がんや子宮がんといった女性特有のがんは若年化が進み、20～40歳代で発症するケースが急増していると聞きます。妻のがんはステージ3で見つかりましたが、もうすぐ手術から10年経ちます。しかし、ほかの4人の女性は、がんが見つかって2年間のうちに全員亡くなりました。自分は大丈夫だと思わず、乳がんは非常に身近な病気であることを認識し、定期的に検診を受けてほしいですね。

――現在、体調のほうはいかがですか。

ものすごく小さな腫瘍なのに、手術では喉をかなり切られました。人間の体は不思議なもので、肉体を切られるとバランスが崩れるのか、すぐに疲れが溜まるようになりました。現場に復帰して講演活動をしばらく続けていたのですが、地方の場合は電車の移動が長く、1時間も乗っているとフラフラの状態でした。いろいろと悩んだ末、講演活動を止めることを決意し、事務所経営についても若手にバトンタッチするため、2007年2月に税理士法人を設立させました。現在、税理士としては第一線から身を引きましたが、がんになったことは貴重な経験ですので、今後も体調管理に気を付けながら、多くの方々にがんのリスクやがん保険の大切さを伝えていきたいと思っています。



株式会社 共栄会保険代行

おかげさまで創立40周年

東京本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
北海道支店 札幌市中央区 札幌北辰ビル6階  
千葉支店 千葉市中央区 千葉県税理士会館1階  
埼玉支店 さいたま市大宮区 埼玉県税理士会館1階  
横浜支店 横浜市西区 税理士会館1階  
名古屋支店 名古屋市千種区 税理士会ビル1階  
大阪支店 大阪市中央区 近畿税理士会館11階  
九州支店 福岡市中央区 福岡天神第一生命ビル5階

☎ 0120-922-752

✉ bestplan@nichizei.com

# がん治療も多様化の時代

## 自身の意向を実現させる備えが大事

1981年以来、「がん」は日本人の死因の第1位となっている。厚生労働省が2013年に実施した人口動態統計によると、年間死亡者約126万人のうち、がん死亡者は約36万人。まさに約3人に1人の割合だ。

ただ、医療技術の大きな進歩により、がんの治療率は年々伸びているほか、入院治療だけでなく通院治療を受ける患者が増えるなど、治療環境も変わってきた。通院治療が増加している大きな理由のひとつとして、三大治療（手術・放射線治療・抗がん剤治療）といわれる技術の進歩が挙げられる。

とはいえ、経過観察の通院と異なり、治療のための通院は、放射線照射や抗がん剤投与を行うため、身体的に大きな負担がかかってくる場合もある。また、抗がん

剤治療は、手術や放射線よりも比較的長期の治療期間となり、数カ月から数年に及ぶこともあるため、通院であっても治療にかかる経済的負担はある。

東京都は昨年、「がん患者の就労等に関する実態調査」を実施し、今年5月に調査結果を取りまとめた。それによると、がん患者に対して今後の就労（継続）意向について尋ねたところ（回答者831人）、「仕事を続けたい（したい）」との回答は全体の80.5%を占めた。その主な理由（複数回答）としては、「家庭の生計を維持するため」が72.5%と最も多く、次いで「働くことが自身の生きがいであるため」(57.4%)、「がんの治療代を賄うため」(44.5%)となった。

また、治療と仕事を両立する上で困難であったことを質問した

ところ、「治療費が高い、治療費がいつ頃、いくらかかるか見通しが立たない」(34.5%)などの経済的な問題が多く挙げられており、がん患者が抱えるお金の悩みが浮き彫りとなった。

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）が2010年に実施した「がんに関する意識調査」によると、がん経験を持つ人は、がんへの備えとして「早期発見のための検診受診」、「がんに関する知識」、「経済的備え」の3つをほぼ均等に挙げている。いつの時代も「検診」「知識」「保障」は、がん予防のための『三種の神器』といえるだろう。中でも、回答者の約半数は治療費を保険でカバーしており、がんの経済的負担には保険が大きな役割を果たしていることが分かる。近年は、がんの治療方法も多様化しているだけ



に、自身の意向を実現させるための備えが大事といえそう。

また、東京都が昨年実施した実態調査によると、がん罹患した人の家族に対し「必要と思われる支援・制度」（複数回答）を尋ねたところ、「患者への支援方法についての助言・情報提供」（53.8%）、「患者への治療に関して相談できる場の提供」（49.5%）といった回答が目立った。がんの治療費をカバーするのはもちろん、家族の悩みや不安もしっかりとケアする——、そんな「保障」を整えておきたいところだ。

### 入院や通院、三大治療など幅広いがん治療に対応するがん保険

## 新登場!

## NEW/ 新 生きるためのがん保険 Days

#### 特長 1 —基本保障—

### 入院も通院※も日数に制限なく保障

（※三大治療のための通院はもちろん、入院後の通院も退院後365日以内なら日数に制限なく保障）

#### 特長 2 —三大治療の保障—

### 「手術」はもちろん、「放射線治療」「抗がん剤治療」の三大治療\*にしっかり備える

\*三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療のことをいいます。

#### 特長 3 —ニーズに合わせて、がんの保障を強化—

### がんの先進医療や再発のリスクに備える特約を付加できる

（先進医療は自己負担額と同額を通算2,000万円まで保障）

保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

### 新 生きるためのがん保険Days

保険期間:終身(抗がん剤治療給付金は10年)

	Aプラン	入院給付金日額10,000円
診断給付金	1回限り	1回限り
	がん 100万円	上皮内 10万円 新生物
入院給付金	1日につき	10,000円
通院給付金	1日につき	10,000円
三大治療	手術治療給付金	1回につき 20万円
	放射線治療給付金	1回につき 20万円
	抗がん剤治療給付金	治療を受けた月ごと (給付倍率2倍) 10万円 ※上皮内新生物は保障対象外
		乳がん・前立腺がんのホルモン療法のと き治療を受けた月ごと (給付倍率1倍) 5万円
		更新後の保険期間を含め通算600万円まで

終身

10年満期  
自動更新

※詳しくは、「契約概要」等をご覧ください。

さらに、女性のための専用プラン、新登場!

### 「新 生きるためのがん保険 レディースDays」女性特有のがんによる所定の手術を手厚く保障

#### がん専門相談サービス プレミアサポート

### 納得した治療方法を選択するために、相談できる専門家たちがいます

※このサービス<プレミアサポート>は、株式会社法研が提供するサービスです。

#### 訪問面談サービス (フォローコール付)

「がん患者専門カウンセラー\*」が患者さんやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、納得した医療が受けられるようサポートします。\*5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師です。

#### 専門医紹介

ベストドクターズ®サービス(プレミアタイプ)

がん治療について、同じ専門分野の医師同士による相互評価で選出された専門医を紹介します。セカンドオピニオンとしてのご利用も可能です。訪問面談サービスとの併用が効果的です。ベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の高標です。

#### 1 がん専門相談

主治医以外の専門医のご案内やがん患者専門カウンセラーによる医療相談ができます。臨床経験と実績にもとづいたノウハウがあります。

#### 2 オーダーメイド

お客様ご自身が納得できる選択ができるよう、個々の病状や事前質問などに応じて、多方面から信頼できる情報を収集し、整理してお伝えします。

#### 3 じっくり話せる

面談は約2時間。ご事情や不安な点をじっくり伺います。望ましい治療や周囲のサポートなどについてご家族同席で話し合うことも可能です。

詳しくは [プレミアサポート](http://www.premiersupport.jp/) 検索 <http://www.premiersupport.jp/> をご覧ください

商品に関するお問い合わせ、資料請求はこちらまで…

株式会社共栄会保険代行 ☎0120-922-752

資料請求



〈募集代理店〉株式会社共栄会保険代行(全国税理士共栄会保険取扱代理店) 〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階 TEL: 03-3340-5533  
〈引受保険会社〉アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 首都圏総合支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェストビル 17 階 TEL: 03-3340-1580

# 癒しビジネスのサポートに特化『セラピスト税理士』というネーミングで

## ● 事業主の交流会に参加し ブログや小冊子に繋げる ●

医業や建設業、飲食業など業種を絞り込んでサービスを提供する「特化型」の税理士事務所は少なくない。益田税理士もその一人だが、特徴的なのは、セラピストとしての経験を活かし、自らを「セラピスト税理士」と名乗ることで、「癒しビジネス」の支援に特化している点だ。心身への治療・療法を行っている専門家に限らず、エステやネイルサロンなど「癒し」を与えるすべての事業主をターゲットとしている。

開業から1年後には、顧問契約の依頼や確定申告の相談が次々と寄せられるようになったという。確かに、「癒しビジネス」に特化するケースは珍しいが、それだけで関与先が増えるほど甘くはない。そこには、益田税理士の戦略と努力の成果が垣間見られる。

開業後、すぐに「癒しビジネス」の事業主が集まる交流会やイベント



益田税理士事務所(東京・小金井市)  
所長 益田 あゆみ 税理士

に積極的に参加。そこで多くの事業主と知り合い、自分自身のPRやネットワークの拡充に努めた。また、「自分の趣味をビジネスにしている場合、事業主や経営者としての感覚が足りない方も見られます。仕事をして収入を得ている以上、もっと幅広くお金のことに興味を持ってもらいたいと思い、『癒しのお仕事をしている方へ 損をしないための簡単なお金の話』という小冊子を作りました」。

その後、交流会やイベントで小冊子を配るほか、「癒し系」の各種専門学校などに置いてもらうなど、休み暇もなく走り回った益田税理士。さらに、ブログやホームページを積極的に活用し、小冊子のダウンロード機能を追加したところ希望者が殺到。現在、申込み件数はダウンロードも含めて2千冊を超えた。そこから顧問契約の依頼に繋がり、さらに関与先からの紹介によって顧問先は順調に増えていった。

「セラピスト税理士」のネーミング、事業主とのネットワークの拡大、ホームページやブログの有効活用、小冊子の贈呈・・・これらはすべて見込み客を囲い込むための一連の流れであり、戦略が見事にハマったといえるが、成功した一番の要因は、やはり益田税理士の行動力といえるだろう。

セラピストの経験は、税理士業務にも役立っているという。「セラピストという職業柄、相手の考えていることを敏感にキャッチする能力は多少なりとも身に付いたと思います。お客様からの電話でも声のトーンなどを意識し、調子がおかしいと感じた時は『元気がないけど、どうかしましたか?』と尋ねると、本来の要件とは別の話が次々と出てきます。このようにお客様とコミュニケーションを図る上で、セラピスト

の経験は大きな財産となっています」。

一方で、関与先に対して常に客観的な判断をできるように、相手との距離感にも注意を払っている。「他人にしつこく入り込まれるのを嫌がるタイプもいます。また、こちらが入り込んでしまうと冷静な判断ができなくなる恐れもあります。個々のお客様によって良いところで線を引き、互いに手を取って目標に向かうことがベストだと考えます」。

## ● クラウド会計ソフトで 企業の経理をサポート ●

「癒しビジネス」には個人事業や小さな会社が多く、経理担当者が不在というケースが大半だ。そこで、益田税理士はクラウド会計などを関与先に提案し、入力作業をサポートしながら経理処理を支援している。

「お客様は売上などをタイムリーに確認できるほか、入力作業量に応じて顧問料を下げることもできます。私にとってはお客様を訪問する時間が増えますので、互いにメリットがありますね。今後、クラウド会計ソフトが普及してくれば、こうしたスタイルは増えてくると思います」。

益田税理士の今後の目標は、「税理士の仕事を続けていくこと」。事務所経営も軌道に乗っており、順風満帆にも思えるが、「税理士として仕事を続けるためには、お客様のために新しい知識を身に付けることが欠かせません。そこで、会計人の勉強会グループに所属してレベルアップを図るほか、税法以外の知識も幅広く身に付けています」という。つまり、「税理士を続ける」とは、「常に成長すること」を意味しているわけだ。「日々、学びですね」と語る姿に、現状に満足しない強い気持ちを感じ取れた。

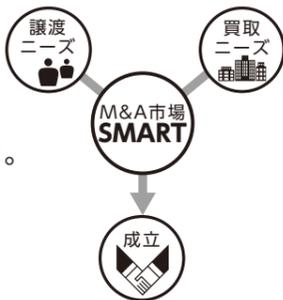
# M&Aで会社を次の世代へ。

その後継者不在に、M&Aのプロがお応えします。

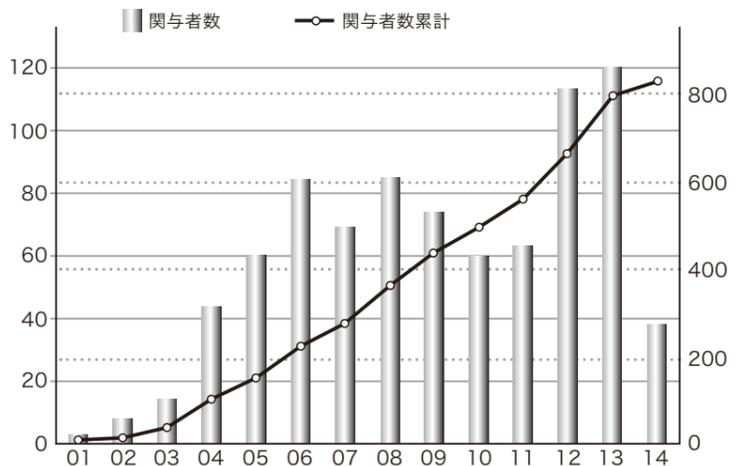
M&Aの成功には、譲渡先の選定やタイミングなど重要なポイントをいくつも押さえる必要があります。私たちはこれまでに培った豊富な知識や経験と、全国7カ所の営業所や各地の地域金融機関などとの密なネットワークを活用し、関与先に最適なM&Aをご提案します。

良質なM&A案件を常時多数掲載。  
M&Aマッチングサイト  
「M&A市場 SMART」

ストライクが運営する  
M&Aマッチングサイト  
「M&A市場 SMART」には、  
常時1000件以上のニーズを掲載。  
最適な相手をスピーディーに  
見つけることが可能です。



## ◆累計800社以上のM&A関与実績(2014年5月末現在)



〈M&A対応提携企業〉

株式会社ストライク 東京都千代田区六番町3番地六番町SKビル5F  
価値あるM&Aの創出に、まっすぐです。

M&Aに関するご相談・ご連絡は...

株式会社日税ビジネスサービス ☎03-3340-4488 (担当:奥山)

# 株式会社 日税ビジネスサービス 創立40周年記念式典を挙

7月18日、東京・千代田区のホテルニューオータニにおきまして「日税ビジネスサービス創立40周年記念式典」を挙

行いたしました。日本税理士会連合会の池田隼啓会長、全国税理士共栄会の南口純一会長、日本税理士協同組合連合会の大橋裕志理事長、東京税理士協同組合の秋場良司理事長をはじめ、全国の税理士会、全国税理士共栄会、全国各地の税理士協同組合の役員の先生方、そして連携・ご協力いただいておりますパートナー各社の皆様にご列席頂きました。

おかげさまで無事に記念式典を終えることができました。税理士の先生方、パートナー各社の皆様に改めて御礼を申し上げますと共に、これからも引き続き変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 日税不動産情報センター

### 千葉県税理士会の研修会で広大地評価などの実例を解説

千葉県税理士会（高田住男会長）は9月3日、千葉市の京葉銀行文化プラザにおいて平成26年度第4回研修会を開催。㈱日税不動産情報センターの山本恵介財産評価室室長、木村紀子不動産鑑定部部長が講師となり、「土地評価の実例——特に広大地について」をテーマに講演しました。

当日はまず、高田会長が壇上に立ち、「土地評価でミスが起きないように、是非、広大地などについて勉強して頂きたいと思

います」などと挨拶されました。研修会の第一部では、税理士先生から㈱日税不動産情報センターに寄せられた土地評価の事例を紹介。山本室長が、土地評価で押さ

えておきたいポイントなどを解説しました。引続き第2部の講師を務めた木村部長は、財産評価基本通達と不動産鑑定評価の相違点などを分かりやすく解説しました。



冒頭にあいさつする千葉県税理士会の高田会長

当日は350人を超える税理士先生が受講し、メモを取りながら熱心に聞き入っていました。



土地評価のポイントを語る山本財産評価室室長

## 日税サービス

### 11月に無料セミナー メンタル不全の従業員にどう対応すべきか？

㈱日税サービスと損害保険ジャパン日本興亜㈱は11月12日、「労働安全衛生法改定とメンタル不全者への企業対応」と題したセミナーを開催します。

精神障害の労災認定件数は3年連続で過去最高を更新し、経営者にとって企業のメンタル不全者の急増は深刻な問題となっています。国としてもメンタルヘルス対策に力を入れており、今年6月には労働安全衛生法が改定され、労働者数50人以上の企業にはストレスチェックが義務付けられます（50人未満の場合は努力義務）。

そこで当日のセミナーでは、特定社会保険

労務士の多田智子氏が講師となり、メンタル不全者への企業対応として、休職前、休職中、復職時の具体的な対応方法について就業規則の作成ポイントを交えながら解説します。

「休職までの流れと会社がなすべきことは？」「給与を下げた復職させることはできるのか？」「繰り返し休職する者への対応は？」「パワハラが理由だと言われた場合は？」など、経営者や労務担当者が聞きたいこと、押さえておきたいポイントを事例や判例などを踏まえて紹介します。

セミナー会場は、損保ジャパン日本興亜本

社ビル38階（東京・新宿区）、参加費は無料となっています。是非、経営者や人事労務担当者にご案内して頂けたら幸いです。また、関与先へのアドバイスにも役立つと思いますので、税理士先生のご参加もお待ちしております。お申込み・お問い合わせはセミナー事務局へお電話ください。

〈セミナー事務局〉  
 ㈱日税サービス(担当:稲垣・柿崎)  
 ☎03-5323-2100

## 日税ビジネスサービス

### 会計事務所3年生以下の職員が必要不可欠な知識を習得できる!

㈱日税ビジネスサービスが主催する研修会『日税フォーラム』。毎回、様々なテーマを取り上げていますが、今年9月にスタートしたシリーズ研修『会計事務所3年生以下の職員の皆さん向け 必要不可欠な知識を確実に習得するための研修』が人気を集めています。

加藤幸人代表社員をはじめアクタス税理士法人の経験豊富なベテラン税理士が講師となり、各税法の基礎知識はもちろん、実務に直結するノウハウや押さえておきたいポイントなどについて、新人職員でも理解できるように丁寧に解説しています。参加者のアンケートを見ても、「非常に分かりやすくて参考になった」、「次回の研修会にも参加したい」といった声が寄せられています。

### インターネット受講も続々!

会場受講（東京）のほかに、インターネット受講（ライブ配信、ライブ配信+1週間）もできますので、全国各地の職員の方々が受講されています。

これまで「所得税、相続・贈与の基礎知識」「法人税申告書の作成ポイント」「決算書の見方と分析の仕方」などをテーマに取り上げてきました。今後のテーマとしては、「固定資産に関する税務、給与・賞与・退職金に関する税務」、「給与計算の実務」などを予定しています。

なお、過去の研修会を見逃した方に、当日の様子をオンデマンド配信するサービスを開

始いたします。また、初級コースや中級コースなど職員のレベルに合わせた研修会も随時開催していく予定です。

同研修の詳細につきましては、㈱日税ビジネスサービスのホームページをご覧ください。



会場受講はいつも定員オーバーの人気研修

# 「親しみやすさ」と「頼もしさ」を併せ持つ カジュアルスタイルの事務所経営

栗原会計事務所(埼玉・蕨市) 所長 **栗原 邦夫** 税理士



ジーンズにTシャツというカジュアルな服装で関与先を訪問する栗原邦夫税理士。開業当初はスーツを着ていたが、ある経営者から「税理士がスーツを着ているとおっかないよ」と言われたそうだ。「半分冗談ですが、半分本気の部分もあるのではないかと思いますね。ハッとさせられる一言でした」。

堅苦しい税理士のイメージを与えると、お客様も心を強く閉ざしてしまうかもしれない——。そんな思いからスーツをやめてカジュアルな服装に変えたところ、同じ経営者から「その服装なら気楽に話することができるよ」と言われ、それ以来、カジュアルスタイルを貫いている。「それでも最初の頃は、お客様と初めてお会いする時や税務調査の時はスーツを着ていましたね。吹っ切れないところもあったのでしょ。ですが、自分はこのスタイルでいくと決心してからは、スーツは一切やめました」。

栗原税理士の服装に親しみを感じても、事務所の雰囲気が堅苦しければ、関与先が訪問した時に戸惑ってしまう。そこで、職員もすべてカジュアルな服装で、互いをニックネームで呼び合うなど、和気あいあいと仕事をしている。事務所の入口の取っ手や来客用の机などは「栗原会計」だけに「栗の木」を使用。オシャレな飲食店のような外観、部屋の壁は関与先と一緒に撮った写真や職員の写真をたくさ

## 「聞く姿勢」がなければ、お客様は相談しない

ん貼れるようにコルクボードにするなど、税理士事務所とは思えない心を和ませる優しい雰囲気が漂っている。

ただ、栗原税理士は、「服装や事務所をカジュアルにしても、お客様は何でも相談しようとは思いません。大切なのは、お客様に対して『聞く姿勢』を常に持つことです」と指摘する。栗原会計では関与先からの相談はいつも最優先。議論の時などは職員全員が熱く語り、話が何時間も止まらないこともあるそうだ。「格好はカジュアルでも仕事は決して妥協しません。親しみやすくて頼りになる、そんな事務所作りを心がけています」。

栗原税理士がビジネスにおいて大切にしているのは、顧客が欲しがっている物(サービス)を、顧客が納得できる価格で提供すること。そのため、顧客が欲しがっていないもの、事務所にとって都合が良いことを押し付けないように職員に徹底している。「時には、お客様自身が欲しいものに気付いていないこともあります。しかし、相手の話をしっかり聞いていると、言葉の端々から望んでいることが見えてくるものです。お客様にとって最も良い方法は何か、どうすれば喜んでもらえるか、そのことを常に考えて取り組むことを事務所のモットーとしています」。

開業してから順調に関与先を増やしている栗原税理士。新設法人へのDMから顧問契

約に繋がっているケースが大半という。新設法人には会計事務所からのDMが山のように届くと言われているが、どうして栗原会計のDMが選ばれ、顧問契約に繋がっているのだろうか——。

栗原税理士がマーケティング論などを熱心に学んだことも要因といえるが、栗原会計のDMは、手に取って読んでみたいと思わせる作り方で、まさに「親しみやすさ」が一目で伝わってくる。興味を持った見込み客が、事務所をもっと知るためにホームページを確認すると、「親しみやすさ」がさ

らに伝わり、実際に事務所を訪れて栗原税理士や職員と話すことで「安心して任せられる頼もしさ」も併せ持つことを実感する——。結果、顧問契約へと繋がっているのだろう。最近では、栗原会計のDM戦略が注目され、研修会の講師を依頼されることもあるそうだ。

ほぼ毎日、昼11時30分に更新しているYouTubeチャンネル「くりちゃんねる」の配信動画も好評だ。来年には税理士法人化を視野に入れている栗原税理士。今後の活躍が期待される。



職員もカジュアルスタイルで和気あいあいと仕事をしている



入口の取っ手は栗の木を使用



壁には関与先や職員の写真

ほぼ毎日、お昼11:30に更新! 動画配信「くりちゃんねる」  
<http://www.youtube.com/user/kurichan624>



## 税理士協同組合の 報酬自動支払制度 おかげさまで40周年!

関与先1件から  
利用できます。

まずは1件から始めてみませんか?



e-NETの集金支援システム特許取得  
<特許第5117097号>

業務負担の軽減、  
未収金防止に効果大!



【お問い合わせ・資料請求は】  
税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎0120-155-551  
〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29階

報酬自動支払制度 🔍 検索



報酬自動支払制度  
40周年特別企画  
2015年4月末まで

ご紹介者プレゼント

お知り合いの先生をご紹介ください。  
ご紹介頂いた先生が本制度をご利用された場合

ご紹介者に、QUOカード  
5,000円分プレゼント

新規申込プレゼント

ホームページより利用申込書を作成し、  
新規お申込みいただいた先生へ

もれなく、QUOカード  
1,000円分プレゼント

日税ジャーナル 平成26年・秋号  
(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの  
ホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行: 日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488